

令和 7 年第 9 回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 9 月 10 日(水) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 40 分
- 2 場 所 菊池市役所 本庁 2 階 204 会議室
- 3 出席委員 1 番/東博己 2 番/山内正春 3 番/中山真由美 4 番/佐々木英樹
5 番/松岡 忠 6 番/丸山利明 7 番/吉野幸資 8 番/横田 勇
9 番/安武義徳 10 番/徳永久美 11 番/山本英治 12 番/池田博之
13 番/高山悦子 14 番/木村克幸 15 番/泉田加代子 16 番/平山一浩
17 番/牛島誠治郎 18 番/永松治雄 19 番/川口五月
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 (本 庁) 古田十咲、高野美由紀、清水登、岡島尚輝、近藤孝雄
(泗水分室) 近藤健志 (旭志支所) 小池 健
- 6 議 題 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積促進等計画 (案) について
- 報 告 ①許可不要転用届について
②許可返納願について
③合意解約について

《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日は、全員の出席により、菊池市農業委員会会議規則の第 9 条における過半数を満たしておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。それでは只今より令和 7 年第 9 回菊池市農業委員会会議を開会いたします。まず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《議事録署名者指名》

会 長 議事録署名人を指名いたします。菊池市農業委員会会議規則第 18 条に基づきまして、議席番号 2 番、山内委員と、議席番号 4 番、佐々木委員を指名させていただきます。

よろしく願いいたします。

《議案審議》

会 長 それでは、議案第 1 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

事務局 議案第 1 号、農地法第 3 条許可申請についてご説明させていただきます。1 ページをお願いいたします。農地法第 3 条第 1 項の規定により、耕作を目的とする所有者の移転等に関しまして、別紙の通り申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものにつきましては、許可指令書を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転 6 件、賃貸借権設定 26 件、使用貸借権設定 1 件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 それでは、所有権移転の 1 番について説明をお願いいたします。

事務局 今月の案件は、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。5 ページをご覧ください。所有権移転の 1 番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

会 長 1 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員 19 番、川口です。9 月 5 日に推進委員と譲受人さんと一緒に現地確認を行いました。譲渡人さんは高齢で、施設に入居されております。譲受人さんは、このお隣の家の方で、親戚関係に当たります。高齢なので、土地のお世話ができないので、お願いしたいということで、今回の申請になりました。特に問題はないと思いますので、皆様のご審議よろしく願いします。

会 長 次に、2 番をお願いいたします。

事務局 所有権移転 2 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

会 長 2 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

横田 勇委員 8 番、横田です。先日、推進委員さんと現場確認を行いました。集落内の土地で、これまで家庭菜園として管理がしてありまして、名義変更になります。周囲に対しての迷惑とかはありません。皆様のご審議をお願いします。

会 長 次に、3 番をお願いいたします。

事務局 所有権移転 3 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人等につきましては、議案書に記載の通りです。

会 長 3 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 17 番、牛島です。9 月 3 日に現地調査を行いました。推進委員さんと時間が合いませんでしたので、それぞれに調査しました。面積は 57 m²で、譲受人さんが、水稻と大豆を作ることでした。きちんと草を切って、管理もしてありました。何も問題ないかと思います。皆さんのご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 次に、4 番をお願いいたします。

事務局 所有権移転 4 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人等につきましては、議案書に記載の通りです。

会 長 4 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 17 番の牛島です。9 月 3 日に現地調査をしました。先ほどと同様に、推進委員さんとは、それぞれに調査しました。譲受人さんは、今現在、カスミソウを作られておりまして、この圃場は隣同士になりますので、所有権を移転して、カスミソウを作ることでありました。この現場は、今、草が生い茂っていましたが、後はきちんと管理して、カスミソウを作ることをございました。何も問題はないかと思います。皆さんのご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 次に、5 番をお願いいたします。

事務局 所有権移転 5 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人等につきましては、議案書に記載の通りです。

会 長 5 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 17 番の牛島です。9 月 5 日に推進委員さんと現地調査を行いました。譲受人と譲渡人は親子関係で、贈与になります。何も問題ないかと思います。皆さんのご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 次に、6 番をお願いいたします。

事務局 所有権移転 6 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、

譲受人等につきましては、議案書に記載の通りです。

会 長 6 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉野幸資委員 7 番の吉野です。9 月 3 日に現地確認いたしました。集落内の小学校と保育園の間を通ったところの土地でございますが、遺贈になります。譲受人さんは農家ではございませんが、トラクターを所有されており、農地として今後利用するというところでございます。現況的には、耕うんもしてありました。別に問題ないと思われしますので、よろしくお願いします。

会 長 次に、賃貸借権設定の 1 番について説明をお願いいたします。

事務局 賃貸借権設定の 1 番です。貸付人、借受人、土地の所在、地目、面積については、議案書記載の通りです。

会 長 1 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

松岡 忠委員 5 番の松岡です。6 日に現地を確認して参りました。ここは、田になりますが、譲渡人の方が、これからの管理がちょっと難しいということで、譲受人さんとお互いに話し合っただけで申請されております。譲受人さんは、栗を植えて管理されるという事です。別に問題だと思っておりますので、よろしくお願いします。

会 長 次に、2 番から 18 番につきましては、関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局 賃貸借権の 2 番から 18 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人等につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 2 番から 18 番につきましては、私の担当ですので、私の方で意見を述べたいと思います。6 番の丸山です。この賃貸借権設定につきましては、検討委員会の時に初めて知りまして、かなりの面積を出してありますので、そのあたりも含めて事務局には尋ねております。ただ、現地の確認に行きましたが、地図に公民館を中心に、農地の場所を航空写真に映してありましたが、どこから入って行くのかということが全く分からず、提出してあります全ての案件につきまして、現地の確認は、私自身は未確認ということで、ご報告しておきます。推進委員さんの方は、地元でありますので、かなり分かるかなと思って、早めに連絡しまして、昨日、現地確認をし、見ていただいたと思いますが、どうだったのかお尋ねしましたところ、「WCS 関係の作業が忙しく、昨日までは確認はしておりません。今日、確認をしようかと思っております。」という昨日の返事でしたので、私の方には、一切入ってきておりません。譲受人さんの方は、5 月でしたか、新規就農で

認定を受けられたという方でございます。作付は、栗だけということで、私は承知しております。ただ、収穫あたりは、ほとんどなされてないと思っております。

事務局には、私の説明不足があったときには、事務局の方からきちっと説明をしてくださいというお願いをしておりますので、私の方からは以上の通りの報告とさせていただきます。

会 長 次に、19 番をお願いいたします。

事務局 賃貸借権の 19 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人等につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 19 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉野幸資委員 7 番の吉野です。9 月 3 日に現地確認を行いました。現況的には、WCS と思うのですが、まだ植えたばかりの状態でした。それは別の方が借りられて、植えておられるという話を聞いておりますが、その裏作を譲受人さんがゴボウを作るということで、借りられるということでございます。現況は、まだ苗の状態でしたが、取り込み後に、譲受人さんが借りられて、半年間だけゴボウを作られると聞いております。条件的には、譲受人さんは、相当な面積やっておりますので、問題ないと思われしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長 次に 20 番をお願いいたします。

事務局 賃貸借権の 20 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人等につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 20 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

山内正春委員 2 番の山内です。賃貸借権設定です。今回の農地は、農業経営基盤強化推進法による令和 2 年 11 月 1 日から 5 年間の利用権設定がされておりましたが、令和 7 年 10 月 31 日で利用権設定期間が終了しました。そのため、引き続き、賃貸借権の設定を行うため、今回、農地法第 3 条の賃貸借契約、設定の申請をするものでございます。場所は山崎公民館から、南西へ 80m ほどのところにあります。水稻を作られるということでございます。何ら問題はないと思ひますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 次に 21 番をお願いいたします。

事務局 賃貸借権の 21 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、

借受人等につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 21 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

山内正春委員 2 番の山内です。賃貸借権設定です。場所は、山崎公民館から西側へ 450m のところにあり、借受人は、スナップエンドウを作られるということです。現場は 9 月 5 日に、推進委員さんと現地調査いたしました。現在、スナップエンドウを作るばかりにマルチまで綺麗にされておられました。何ら問題ないと思いますので、皆さんのご審議よろしくお願いします。

会 長 次に、22 番から 24 番につきましては関連しておりますので一括説明をお願いいたします。

事務局 賃貸借権の 22 番から 24 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人等につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 22 番から 24 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

安武義徳委員 9 番の安武です。22 番から 24 番までは、旭志の小川という地区でございました。9 月 8 日に、地元の推進委員さんと、現地確認等を行いながら、確認をしてきたところであります。また、譲受人の方からは、8 月 22 日に電話でございましたけども、報告がございまして、中身を少し聞かせていただきました。今回、会長の所も含めまして、6 町以上の面積を賃貸するということのようなこと。それから、補助事業を活用して、栗を栽培をしていくということのようなことでございました。また、同小川地区の土地を借りられて、今、合志にあります事務所を、旭志に移していく計画があり、そこを拠点に、栗の生産活動に本格的に参入していきたい。というようなお話でございました。また、地元で開催されました区の集会に、この会社の代表者が顔を出されて、ご挨拶をされて、今後、地元の区役と作業等にも積極的に参加します。というご挨拶もされたということを区長さんからお聞きをいたしました。一方、8 年契約ということでありまして、その 8 年後の先がどうなるのか、という心配のお声もいくつか周りから聞かせていただいております。またこの辺は、最後にお話しさせていただきます。

会 長 次に、25 番と 26 番につきましては、関連しておりますので一括して説明をお願いいたします。

事務局 賃貸借権の 25 番と 26 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人等につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 25 番と 26 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

泉田加代子委員 15 番、泉田です。9 月 8 日に地元の推進委員さんと現地調査に行ってみました。譲受人さんからも電話連絡がありました。ここは、水田が広がっている地域で、隣接している 3 筆を、2 人の方から 5 年間、賃貸借権の申請になっています。現在は、米が作られていました。裏作で、タバコを作るそうです。何ら問題ないと思います。皆様のご審議お願いいたします。

会 長 次に、賃貸借権設定の 1 番について、お願いいたします。

事務局 使用貸借権の 1 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人等につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4 番佐々木です。この申請は、親子間での申請になります。農業者年金の申請ということで、特別問題はなかったのですが、推進委員さんから、畑の方がちょっと荒れてるんじゃないかという連絡がありまして、調査に行ったら、きちんと整理してありまして、推進委員さんも納得されました。特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 農地法第 3 条の許可申請につきまして、事務局、各担当委員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

はい。どうぞ。

平山一浩委員 16 番平山です。先ほどの 2 番からの案件で、かなりの面積を賃貸借される会社の状況、従業員数とか、教えていただきたいのですが。

会 長 事務局お願いします。

事務局 はい。お尋ねの法人につきましては、書類では、会社の定款とか、履歴事項全部証明書などは添付してありまして、資料によると、代表取締役の方が 1 名で、農産物の生産販売などをやっておられるということです。従業員数は、今のところ 1 名ですけれども、今後、増やしていきたいということですが、今回の申請農地には栗を植えていくということですが、雇用の方は、20 名ほどあるということをお伺しております。

会 長 よろしいでしょうか。他には、ございませんか。

はい。どうぞ。

横田 勇委員 8番、横田です。今の栗の件ですか。丸山会長の範囲内のところの土地が現地確認が出来てませんよね。これが一番課題じゃないかと思います。すべての許可要件の中で、農業委員会が現地を確認していないということは、非常に審議に値しないというふうに考えますが。

会 長 今の意見について、事務局の方はありますか。

事務局 地図については、地籍調査が終わってないところもありまして、わかりにくかったかと思います。申し訳ありませんでした。

会 長 委員のお尋ねは、現地確認をできていないが審査の対象になりますか。というようなお尋ねだったと思いますが。

事務局 現地確認の件でございますが、国の方から出てる通知を見ますと、隣接農地との関係で現地確認ができない場合、現地確認できないに許可できるかというようなお尋ねがあつてののに対しての回答になるんですけども、従来は許可の対象農地について、現地調査というだけの方法がとられておりましたが、令和5年9月の農地法関係事務に係る処理基準の改正によりまして、現在は人工衛星もしくは無人航空機の利用、その他の手段によって、得られる動画もしくは画像を活用することの調査も可能となっておりますというのは、出ております。以上でございます。

会 長 それは審議の対象になりますか。なりませんか。

事務局 それで確認できるということであれば、審議にできるということになります。

会 長 それは、本日は、審議の対象にさせていただいていいということですかね。

高山悦子委員 13番の高山です。今のご説明だと、現地確認に変わる程度に他の方法で、その現地の状況が分かればということなんでしょう。航空写真でどっから入るのかわからないような、航空写真って実にそこにスポット当ててもわからないですよ。どこが入口だとか、そこなんか作ってるのかどうか、というのが分からないんじゃないかなと思うんですが。丸山会長の担当のところで、よく分からないとおっしゃってるということになると、多分、現地確認、もしくはそれに代わるものの要件を満たしてないんじゃないかなと思うんですよ。それと、やはり担当の農業委員や推進委員の方が見て、これだったら大丈夫だって言われると、安心するんですけど、分からないと言われると、もともと私たちは資料が何もないので、すごい不安を感じていらっしゃるんじゃないかなと思うのと、8年後、どうなるんでしょうっていう話が出たっていうのが、一体何をもっ

てそういうふうにおっしゃってるのかが分からなくて、このままだと判断ができないように思うんですけど。

横田 勇委員 8 番、横田です。現地確認を、他の方法の航空写真、またはドローン等を使って確認をすべきですね。何らかの方法で。それができてから、審議をかけるという方向で、いわゆる延期といいますかね、次回にまたそれが確認できてから申請をしていただくのはどうでしょうか。以上です。

会 長 航空写真ですが、冒頭申しましたように、地図を見ても、もう道がどこを走っているのか、全く見当たらないのと、そこを回っても農地がどれが申請してあるのか、がまずもって分からないということで、私も 4 日ぐらいに時間を費やしてはいますけど、ほとんど現地に行き着かなかったということです。

池田博之委員 12 番、池田です。先ほど従業員の質問があったように、筆的に 61 筆あって、面積が 67,000 ㎡ぐらいでしょう。管理がどのようにして出来るのか、心配したんですよ。そこに栗を植えるなら、今ならば、補助金が、新規で 15 万円で、あと、1 回限りのが 22 万あるのでしょうか。そうすると 37 万円になるでしょう。この面積でするなら、2500 万円くらいになります。貸借期間が 8 年としてあるので、なんだか補助金目当てのように見えて、それも心配したんですよ。

横田 勇委員 私は補助金には興味ないですけど、現地確認の手筈ですね。やはり地主さんが特定できるはずですから、例えば、地主さんとの接触を図り、現場等の確認もして頂くとか。知らない土地に行くわけですので、多分、推進委員さんも全部は知らないかもしれないですからね。どっから入っていいか分からない。多分、軽トラしか行けないかもしれないですしね。非常に困難な状況のところもあると思いますので、何らかの形で現地を確認するという方向で行った方がいいんじゃないかと思います。以上です。

会 長 今の意見に事務局、何かありますか。

事務局 はい。皆様のご意見をいろいろ伺いする中で、まだ不確定なところがありますので、提案でございますが、保留していただいて、課題を整理したところで、次回に審議させていただくならと思いますが、いかがでしょうか。

安武義徳委員 9 番安武です。今話の中で出ているのが、まずは現地確認をどうするのか一つ。それと、賃貸の契約が 8 年契約であるという事と補助金の話し。こういったところも含めて、即答は、なかなか皆さん判断ができないというふうに私は思います。議事録が残る話ですから、言いにくいんですが、ご本人からの電話の確認では、今回が 6 町ぐらいというふうに聞いています。また、今後の計画として、将来的には 10 町、或いは 20 町の栗を生産していきたいということでしたので、先ほどの補助金単価を掛けて頂く

と、相当な金額になるという事と、一方で経費がどれぐらいかかるのかとなると、逆に 25 本の栗の木として、一本の苗木が、今 1,000 円ですので、25,000 円 それに記載されている賃貸料が 8 年分、ざっくりとした経費として出てきますが、計算したら、今回の 6 町で 1 千数百万ぐらいの補助金が、8 年分の管理料として出てくるのかなというような計算になってきたところなのですが、いずれにしても、地元の方々は高齢化で後継者がいないということで、まさに渡りに船で、ありがたいという事でありました。ですので、非常に地元としてはありがたい声も多いんですが、一方では、将来的にはイノシシのえさ場になりませんか。いわゆる 8 年間はなぜかということ、補助金の期間が 8 年、ということになってるものですから、その後は知らないとなってきたときに、所有者に返されたときがですね、所有者の方はもう 8 年後は、もういらっしゃるのかどうかも定かじゃないような状況なものですから、周りの人たちが心配されておるといのが実態ですから、この辺のところは、もう少し詳しく計画なり人員体制なり、十分やっていけるんだなということが、委員の皆さん方が判断できるような資料を提示していただいて、できれば、農業委員会として要望なり意見書というようなことを何かつけられないかなと思います。もちろん法的には何の権限もないんですけども、農業委員として、こういうふうにして欲しいといった何か意見を付けられれば、ありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

会 長 今の安武委員の意見に若干付け加えさせていただきますと、私の担当のところの、を譲渡人さんが、私たちは譲受人さんの能力によって判断をしていくというようなことをやっておりますけど、今後はもう、譲渡人さんが 8 年後或いは再設定して、何年になるかわかりませんが 10 年後とかなった場合に、今安武委員も言われましたように、そこに譲渡人さんが生存しておられるのか、それとも、もう農地そのものが、所有者不明の農地になってしまうのか、といった非常に難しいところもありますので、今後はもう譲渡人さんにも、その後どうしますかと言ったことのお尋ねができれば、非常にありがたいと思っておりますので、できるのであれば、そのあたりの意見も若干聞いて欲しいなと私も思っております。何か事務局からあれば、お願いします。

事務局 情報提供になりますが、譲受人さんは、イノシシの防護柵とか電柵の補助金などがありますが、そちらには申し込まれているというのが一つです。それから、この栗の補助事業につきましては 8 年間で、途中で辞めた場合は、補助金返納、もしくは所有者の方が、誰かに引き継ぐというような補助金になっておりまして、そちらの会議に私も出ておりますが、非常に心配される案件ということで言っております。ただ、8 年後は、もう栗ができるので、そんなもったいないことはしない。というのが、前回の栗農園の時の審査をしたときに、お答えをされております。8 年後に、どうなるかを一番心配されるところでございますが、会長言われた通りに、地権者のそういった状況も判断の材料にしていければと思います。以上です。

会 長 他にはございませんか。それでは意見もないようですので、2 番から 18 番、22 番

から 24 番は、保留ということで取り扱わせていただきます。その他の案件につきまして、許可することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

高山悦子委員 すいません。

会 長 はいどうぞ。

高山悦子委員 13 番、高山です。所有権移転の 3 番ですが、面積がすごく狭くて、譲受人さんと、土地の住所は、かなり離れてて、でも経営面積を見ると結構されていて、今回、取得される土地の近くに、もともとこの譲受人さんは、土地を持っておられるのでしょうか。

事務局 この土地は、譲受人さんの持っておられる農地までの通路的な感じの土地で、そこを通らないと行けないということもあり、今回、申請なさっております。現在は、菊池市にお住まいではないのですが、地元が菊池の方でございます。

会 長 よろしいですか。

高山悦子委員 この 3 番の土地の近くに、この譲受人さんが既にお持ちだという前提での話ですよね。

事務局 はいそうです。

会 長 それでは、再度審議をしますけど、2 番から 18 番、22 番から 24 番を保留として、その他の案件で許可することに、ご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございました。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次、議案第 2 号上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 2 号、農地法第 4 条許可申請についてご説明をさせていただきます。11 ページをお願いいたします。農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙の通り、申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は 1 件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 それでは、1 番につきまして説明をお願いいたします。

事務局 4条の1番ですが、5条にも同一の場所がございまして、別々で説明した方がよろしいでしょうか

会 長 別々で書いてありますので、そのようにお願いします。

事務局 わかりました。それでは、スクリーンで説明させていただきたいと思います。

場所につきましては、市役所の泗水支所から北東方向へ約1.5kmのところでございます。4条の方が、この黄色の三角のところで、この後、説明いたします5条の方が、その下の方に赤で囲んである部分でございます。赤の部分に家を建てるということで、今回この道路沿いのこの4条は、ご自分の土地で、ここの部分は、進入路としての一部になります。以上です。

会 長 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4番、佐々木です。今、説明にあったように、ここは、個人住宅を建てる予定で、もともと自分の所有地である田を分筆して、申請があったものです。特に問題はないかと思います。ただ、ちょっと草刈がしてなかったのも、きちんと管理をしてほしいという話は出ました。以上です。よろしくお願いします。

会 長 農地法第4条の許可申請につきまして、事務局、担当委員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等ございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

意見もないようですので、許可することにご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次、議案第3号上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号農地法第5条許可申請についてご説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙の通り申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転が5件、賃貸借権設定が1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたしま

す。

会 長 それでは、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは14ページをお願いいたします。所有権移転1番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用の施設面積、事由等は議案書の通りです。場所につきましては、市役所から北へ約2.3kmのところになります。1種農地の判断をしておりますが、集落接続ということで、1種農地の例外に該当します。以上です。

会 長 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

横田 勇委員 8番、横田です。5日に会長と事務局と一緒に現地確認をしました。行った現地は、造成というか、草を刈っているような状況でした。このように、外部から見ると、住宅が建つばかりの状態にしてありましたので、始末書を書いてもらう事になりました。ここは、もともと田んぼですが、荒地で何も作ってない。と言ってました。地主さんも、ほとんど管理をしてなくて、草を刈って、こういうふうにしました。ということを書いていました。現場には、市道の側溝もありまして、裏の方には井手も流れていたということです。

近隣等につきましては、迷惑とかがある場所ではありません。皆様のご審議をお願いしたいと思います。以上です。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 はい。始末書の方が、出されておまして、現場の方につきましては、山からの水がずっと入り込んで非常に、耕作ができないという状況で荒れておりました。譲渡人の方につきましては、県外でございまして、荒れ地の状態だったところを、農地法を知らずに整備をしてしまったので、始末書が提出されております。ご報告いたします。

会 長 次、2番をお願いいたします。

事務局 はい。2番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用の用途、転用事由は、議案書の通りとなっております。場所につきましては、市役所から西南方向へ約950mのところにございます。都市計画の用途区域に当たりまして、3種農地になりますので、転用の可能な地域と考えられます。以上です。

会 長 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 17番の牛島です。この案件は、5日に会長、事務局、推進委員さんと現地調査を行いました。この場所は、共同住宅ということで、3棟、ファミリー向けのアパ

ートということでございました。生活雑排水、汚水は、公共下水道へ接続して放流するということでした。雨水は、地下浸透枳で、オーバーフロー分は、隣に水路がございますので、そこに放流するということです。水利組合の承諾書をとってあるということでした。

何も問題ないかと思います。皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 次、3番をお願いいたします。

事務局 はい。3番です。土地の所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用の目的は、議案書の通りとなっております。場所につきましては、市役所から南へ約 3.2 kmのところになります。森北の工業団地の中になりますが、手前の方に工場がございますが、その敷地の 2 分の 1 を超えない拡張ということで、1 種農地の例外に該当するものでございます。以上です。

会 長 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉野幸資委員 7番の吉野です。9月5日に、会長、事務局、推進委員さんと一緒に現地を確認いたしております。見ていただくと分かりますように、水田でございますけれども、耕作放棄地みたいに現在なっておりますが、このすぐ上の方は、ダムからの水が来ておりまして、現在水稻を作っております。ただ、この2筆については、所有者の方が、もう作れないというような状態で、おそらく圃場整備でダムの水を利用するところまでは、加入されてないのだろーと思いますので、状況的には、会社の駐車場として利用されれば、状況的にいいのかなと、判断はさせていただいたところでございます。ただ、現在の駐車場も砂利で駐車場を作っておりまして、今後もこの場所についても砂利舗装すると、相当な水が寄ってくる場所でございますので、現在、周りに水路、排水路がございますけれども、そこに接続して、近隣には迷惑をかけない形でやりますと、それと、先ほど言いました稲作等については、作っておられる場所が、これよりも上の段でございますので、日照とかいろいろな問題はございませんので、特に問題はないと思われまので、よろしくお願いします。

会 長 次、4番をお願いいたします。

事務局 はい。4番です。15 ページになります。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用の目的は、議案書の通りとなっております。こちらにつきましては、先ほどの4条のところと同じ部分でございます。市役所泗水支所から北東方向への約 1.5 kmに当たる部分でございます。1 種農地という判断をしておりますが、集落接続ということで、1 種農地の例外に該当する農地でございます。以上です。

会 長 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4番、佐々木です。5日に立ち会いたしまして、調査いたしました。

この5条の申請のところは、別の方の土地になっておりまして、出入りがちょっとできないということで、ここの土地を購入して、奥の自分の圃場のところを5条申請で、住宅を建てるということでございました。ただ、ここは道路に面して、地上げを1メートル近く上げられるということでしたので、隣接の農地がまだ残っておりますので、排水等の雨水等の流入をなるべく抑えてください。それと浸透枥と書いてありますので、浸透枥についても、今後は、きちんとした枥を準備して、設置していただくようお願いしました。以上です。

会 長 次、5番をお願いいたします。

事務局 5番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用の目的は、議案書の通りとなっております。スクリーンの方をご覧ください。場所につきましては、泗水支所から南へ300mのところにございまして、市役所から300m以内の3種農地という、農地区分となっております。以上です。

会 長 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永松治雄委員 18番、永松です。9月5日に、会長、事務局、推進委員さんと現地を確認して参りました。街中にも近く、良好な宅地だと思われます。給水につきましては、市の水道を引くということと、生活雑排水、雨水、汚水につきましては、市の下水道につながということと、あと、雨水に関しましては、浸透枥を設置するということでございました。問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

会 長 次に、賃貸借権設定の1番について、説明をお願いいたします。

事務局 はい。賃貸借の1番です。所在、地番、地目、面積、貸人、借受人、転用の目的、事由は、議案書の通りとなっております。場所につきましては、1種の地になりますが、旭志支所から南西方向約3.8km、道の駅旭志から大津方面に向かったところでございます。1種農地になりますが、黄色で示した、先に転用の許可がおりております運送のところの現場ということで、一時転用でございますので、3年間ということで、許可が可能な案件と思われます。以上です。

会 長 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

平山一浩委員 16番、平山です。5日に現地調査しております。以前に、農業委員会に、出ていました物流倉庫の関連で、一時転用、3年間ということで、現場事務所、車両の駐車場、資材置き場、仮設トイレ、等の設置を目的としております。給水は、工事現場の

方で、今ボーリングしておりましたので、そちらから、引き込むということ。雨水、駐車場の排水は自然浸透と合併浄化槽を設置して、排水は工事現場の方の側溝につながり、今、土木事務所と協議中ということですが、325号の国道の側溝に流すか、どちらかになるというような説明でございました。以上です。

会 長 農地法第5条の許可申請につきまして、事務局、担当委員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねご意見等ございましたらお受けいたします。

はい。どうぞ。

山内正春委員 2番の山内です。今の駐車場の件ですね。これは砂利で、3年後には戻すということで、舗装はされないんでしょう。砂利を敷かれるのですか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 はい。砂利が下に入らないように、まずシートをして、その上で砂利をして、利用するという計画でございます。

山内正春委員 3年後にはそれ撤廃して、戻すという事ですか。

事務局 3年後には農地に戻すということでございます。

山内正春委員 はい。分かりました。

会 長 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、許可相当とすることにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございました。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。次に議案第4号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第4号、農用地利用集積等促進計画案についてご説明させていただきます。16ページをお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1

項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積等促進計画案につきまして、菊地市長から意見が求められましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。詳細につきましては担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

事務局 17 ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表案です。今月の利用権設定は、農地中間管理事業の賃貸借権設定が 12 件。使用貸借権設定が 1 件、所有権移転が 4 件となっております。それでは所有権移転の説明に参ります。18 ページ、19 ページをご覧ください。1 番から 4 番まで一括して説明します。土地の所在地、登記地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人等につきましては、議案書記載の通りです。いずれの農地も農振農用地区域内にあります。また、借受予定者は、1 番から 3 番までは、現在、地域計画に位置付けされている方、4 番につきましては、今後、地域計画に位置付けが予定されている方となります。4 件ともに、8 月 13 日に農業委員さん、推進員さん立ち会いのもと、譲渡人から農業公社への買い入れの契約があり、現地調査も行われました。以上です。

会 長 農用地利用集積等促進計画案につきまして、事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間をとりますので、確認をして頂きたいと思います。

(資 料 確 認)

会 長 それでは、議案の確認をしていただいたと思います。議案書 22 ページの 4 番と 6 番の案件以外につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(質 問 ・ 意 見 な し)

会 長 意見もないようですので、原案の通り承認することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、4 番と 6 番の案件につきましては、関連されます委員さんがおられますので、議席番号 13 番、17 番、19 番の委員さんは、しばらくの間ご退席をお願いいたします。

会 長 次に 4 番、5 番、6 番の案件につきまして、何かお尋ねご意見等ございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、議案の通り承認することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございました。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。退席の委員さんは、入室をお願いいたします。次に報告案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。説明に入ります前に、訂正をお願いいたします。まず、27 ページになります。2 番の当該規定のところになりますけれども、農地法の第 5 号とございますが、7 号に訂正をお願いいたします。それから次のページになります。28 ページになります。同じく 2 番の当該規定のところになりますが、農地法の第 4 条を第 5 条に、また、第 9 号を 7 号に訂正をお願いします。それと最後に、その下の規則第 29 条を 53 条に訂正をお願いいたします。大変、失礼いたしました。それでは、内容につきましてご説明をいたします。26 ページをお願いいたします。報告関係につきましては、許可不要転用届け出についてと許可返納願いについて、それから合意解約についての 3 件になります。次のページ、27 と 28 ページが許可不要転用届になります。2 件、届け出がっております。内容につきましては記載の通りでございますが、土地収用法による公共事業に伴う転用のために許可不要の案件になります。次に 29 ページをお願いいたします。許可返納願いについてになります。次の 30 ページになりますけれども、返納の理由の記載がございますが、住宅の建設予定がなくなったということで返納願いが出たものでございます。次に 31 ページをお願いいたします。合意解約についてでございます。今回、農地法第 18 条の規定による、合意解約通知が 5 件っております。詳細につきましては、31 ページから 32 ページの記載の通りでございます。以上、報告案件の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

会 長 ただいま、事務局より報告案件につきまして説明がございましたが、この件につきまして何かお尋ねご意見等ございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、以上の通り報告させていただきます。本日予定しました議案は、すべて終わりましたが、その他で、ご意見等ございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、これをもちまして、第 9 回農業委員会を閉会いたします。皆さん、ご起立お願いします。お疲れ様でした。